

地域主権改革実現に向けた 基礎自治体からの意見

- 出先機関改革について
- 「ひも付き補助金の一括交付金化」の具体化について

平成22年12月16日

北九州市長 北橋 健治

(地域主権戦略会議議員)



出先機関改革について

出先機関改革のアクション・プランについて

- ・大まかな方向性として理解できる一方、今後取り組むべき具体的な課題も明らかに

特に地方自治体が移譲を要望している事務・権限について

(直轄国道・直轄河川)

- ・移譲に向けた財源措置の徹底など、自治体の不安要素を取り除くための条件を整備した上で、積極的な移管を進める体制づくりが必要
- ・従来と同じ「個別協議の継続」を超える仕組みを(例えば、本会議による協議状況のトレーサビリティの実施など)
- ・国から県への移管と並行して、県から市へ移管できる仕組みを(例えば、一級河川が県管理となった場合に、現在は県管理の二級河川を市管理に)

(ハローワーク、その他)

- ・地域主権戦略大綱の趣旨に基づき、各省の自己仕分け等にとどまらず、更なる見直しの継続が必要

新たな広域行政制度の創設について

- 「住民に身近な行政は、身近なところで。」という大原則を活かすため、「基礎自治体重視」の視点も必要。例えば、
- ・ブロック単位が基本でも、住民に最も近い基礎自治体が希望すれば権限・財源を移譲する仕組みを、中でも地域の核となる指定都市(県と同格)の位置づけを明確に。
- ⇒ 新たな広域行政制度の創設時に県・市町村の意見を聞いて検討すべき。

「ひも付き補助金の一括交付金化」の具体化について

「地域の自主性を確立するための戦略的交付金(地域自主戦略交付金)」(仮称)

○ 自治体の自由度向上につながる仕組みとして、評価

⇒仕組みを具体化する段階で、本来の趣旨が損なわれない内容とすることが必要。
そのためにも、以下の3つの「徹底」を。

① 国の事前関与の廃止を徹底

例えば、本交付金のとりまとめである内閣府に計画を提出し、予算が担当府省に移されてから従前と同じ手続を行うのは「二度手間」でしかなく、中身のヒアリングなど事前関与を一切なくすことを原則とする。

② 対象要件の緩和を徹底

例えば、対象要件を思い切って見直し、なければ実際に支障の生じる内容のみを盛り込むことを原則とする。

③ 客観的指標によるシンプルな配分及び継続事業への配慮を徹底

例えば、シンプルな配分の仕組みを一定割合で導入しつつ、継続事業がスムーズに実施できるための配慮も行い、現実の行政運営に支障のない仕組みにすることを原則とする。

上記3つの「徹底」を行った上で、本交付金の総額を確保してスタートし、
質・量とも今後充実。